

令和2年6月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

政策総務課

目 次

| 議案番号 | 議 案 名 | 新旧対照表に記載している条例 | 頁 |
|-----------|--|-----------------------------------|----|
| 議案第 4 1 号 | 宇治市市税条例等の一部を改正する条例を制定するについて | 宇治市市税条例 | 1 |
| 議案第 4 2 号 | 宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて | 宇治市消防団員等公務災害補償条例 | 32 |
| 議案第 4 4 号 | 宇治市手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて | 宇治市手数料条例 | 38 |
| 議案第 4 5 号 | 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて | 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 | 39 |

| 議案番号 | 議 案 名 | 新旧対照表に記載している条例 | 頁 |
|----------|-----------------|------------------|----|
| 議案第 49 号 | 専決処分の承認を求めるについて | 宇治市後期高齢者医療に関する条例 | 40 |

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| 第1条～第59条 略 (固定資産税の納稅義務者等) | 第1条～第59条 略 (固定資産税の納稅義務者等) |
| 第60条 略 | 第60条 略 |
| 2・3 略 | 2・3 略 |
| 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。 | 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。 <u>この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u> 5 <u>法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u> |
| 5～7 略 | 6～8 略 |
| 第61条～第81条の2 略 | 第61条～第81条の2 略 (現所有者の申告) 第81条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下の条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告 |

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| | <p><u>書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)</u></p> <p>(2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p>(3) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> |
| (固定資産に係る不申告に関する過料) | (固定資産に係る不申告に関する過料) |
| 第82条 市長は、固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第81条の規定によつて 申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。 | 第82条 市長は、固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第81条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。 |
| 2・3 略 | 2・3 略 |
| 第83条～第100条の2 略 (たばこ税の課税標準) | 第83条～第100条の2 略 (たばこ税の課税標準) |
| 第101条 略 | 第101条 略 |
| 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定に | 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定に |

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。 | については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。 |
| 略 | 略 |
| 3 略 | 3 略 |
| 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第99条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 | 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第99条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 |
| 5~10 略 | 5~10 略 |
| 第102条～第129条 略 (特別土地保有税の納稅義務者等) | 第102条～第129条 略 (特別土地保有税の納稅義務者等) |
| 第130条 略 | 第130条 略 |
| 2~5 略 | 2~5 略 |
| 6 第60条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合 | 6 第60条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合 |

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第130条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第131条～第145条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条の4 略</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項に規定する申告書(その提出期限後において個人の市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>第7条・第7条の2 略</p> | <p>において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第130条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第131条～第145条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条の4 略</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項に規定する申告書(その提出期限後において個人の市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>第7条・第7条の2 略</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| (読替規定) | (読替規定) |
| 第8条 法附則第15条から <u>第15条の3の2まで</u> の規定 の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第3 49条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3 の4から第349条の5まで又は附則第15条から <u>第15条の3の2まで</u> <u>_____</u> 」とする。 | 第8条 法附則第15条から <u>第15条の3の2まで</u> 、 <u>第61条又は第62条</u> の規定 の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第3 49条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3 の4から第349条の5まで又は附則第15条から <u>第15条の3の2まで</u> 、 <u>第61 条又は62条</u> 」とする。 |
| 第8条の2 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第20項まで、第22 項、第24項、第29項若しくは第37項から第39項まで、第15条の2第2項 又は <u>第15条の3</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限 り、第140条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは、「若 しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から <u>第15条の3まで</u> <u>_____</u> 」とする。 | 第8条の2 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第20項まで、第22 項、第24項、第29項若しくは第37項から第39項まで、第15条の2第2項 <u>、第15条の3又は第61条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限 り、第140条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは、「若 しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から <u>第15条の3まで若し くは第61条</u> 」とする。 |
| (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) | (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) |
| 第8条の3 略 | 第8条の3 略 |
| 2~10 略 | 2~10 略 |
| 11~18 略 | 11 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備に係る同号の条例で定 める割合は、4分の3とする。 |
| 第8条の4~第21条 略 | 12~19 略 20 法附則第62条の条例で定める割合は、0とする。 第8条の4~第21条 略 |

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| (軽自動車税の環境性能割の非課税) 第21条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年1月1日から <u>令和2年9月30日</u> までの間(附則第21条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第87条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 | (軽自動車税の環境性能割の非課税) 第21条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が <u>令和元年1月1日から令和3年3月31日</u> までの間(附則第21条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第87条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 |
| 第21条の2の2～第25条 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第26条 昭和63年度から <u>令和2年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 | 第21条の2の2～第25条 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第26条 昭和63年度から <u>令和5年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 |

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| (1)・(2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から <u>令和2年度</u> までの各年度分の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。 3 略 第26条の2～第28条 略 | (1)・(2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から <u>令和5年度</u> までの各年度分の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。 3 略 第26条の2～第28条 略 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徵收猶予の特例に係る手続等)</u> <u>第29条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する</u> <u>法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u> |

宇治市市税条例新旧対照表(第2条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| 第1条～第13条 略 (個人の市民税の非課税の範囲及び法人の市民税の課税免除) | 第1条～第13条 略 (個人の市民税の非課税の範囲及び法人の市民税の課税免除) |
| 第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税(第2号に該当する者にあつては、第48条の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は <u>寡夫</u> (これらの者の前年の合計所得金額が、1,350,000円を超える場合を除く。) | 第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税(第2号に該当する者にあつては、第48条の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は <u>ひとり親</u> (これらの者の前年の合計所得金額が、1,350,000円を超える場合を除く。) |
| 2・3 略 | 2・3 略 |
| 第15条～第19条 略 (所得控除) | 第15条～第19条 略 (所得控除) |
| 第20条 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から <u>第12項</u> までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、 <u>寡婦(寡夫)控除額</u> 、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納稅義務者については、同条第2項、 <u>第7項</u> 及び <u>第12項</u> の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得につい | 第20条 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から <u>第11項</u> までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、 <u>寡婦控除額</u> 、 <u>ひとり親控除額</u> 、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納稅義務者については、同条第2項、 <u>第6項</u> 及び <u>第11項</u> の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得につい |

宇治市市税条例新旧対照表(第2条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>て算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第21条～第26条 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第27条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。</p> | <p>て算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第21条～第26条 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第27条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第2条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| 2~8 略 第28条～第45条 略 (市民税の減免) 第46条 略 2 市民税の納稅者が次の各号の一に該當し、市長が必要と認める者に対し、当該各号に定める金額を減免する。 (1) 略 (2) 前年の合計所得金額が <u>1,350,000円</u> 以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 税額の10分の3相当額 (3) 勤労学生にして前年の合計所得金額が <u>600,000円</u> 以下の者 税額の全部 (4) 勤労学生にして前年の合計所得金額が <u>600,000円</u> を超える <u>650,000円</u> 以下の者 税額の10分の3相当額 3~5 略 第47条～第145条 略 附 則 第1条・第2条 略 (延滞金の割合等の特例) 第2条の2 当分の間、第10条、第35条第2項、第44条第5項、第45条第2項、第59条第2項、第79条第2項、第105条第5項、第108条第2項、第1 | 2~8 略 第28条～第45条 略 (市民税の減免) 第46条 略 2 市民税の納稅者が次の各号の一に該當し、市長が必要と認める者に対し、当該各号に定める金額を減免する。 (1) 略 (2) 前年の合計所得金額が <u>1,450,000円</u> 以下の障害者、未成年者、寡婦又はひとり親 税額の10分の3相当額 (3) 勤労学生にして前年の合計所得金額が <u>700,000円</u> 以下の者 税額の全部 (4) 勤労学生にして前年の合計所得金額が <u>700,000円</u> を超える <u>750,000円</u> 以下の者 税額の10分の3相当額 3~5 略 第47条～第145条 略 附 則 第1条・第2条 略 (延滞金の割合等の特例) 第2条の2 当分の間、第10条、第35条第2項、第44条第5項、第45条第2項、第59条第2項、第79条第2項、第105条第5項、第108条第2項、第1 |

宇治市市税条例新旧対照表(第2条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>38条第2項(第139条の7において準用する場合を含む。)及び第139条第2項(第139条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p> <p>2 当分の間、第47条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年中_____においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合と_____する。</u> (納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第3条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年</p> | <p>38条第2項(第139条の7において準用する場合を含む。)及び第139条第2項(第139条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p> <p>2 当分の間、第47条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年_____における当該加算した割合とする。</u> (納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第3条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第2条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第47条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する<u>特例基準割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第47条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> | <p>5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第47条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する<u>加算した割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第47条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> |
| 2 略 | 2 略 |

宇治市市税条例新旧対照表(第2条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| 第3条の2～第7条の2 略 (読替規定) 第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> 」とする。 | 第3条の2～第7条の2 略 (読替規定) 第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条又は第64条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条又は第64条</u> 」とする。 |
| 第8条の2 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第20項まで、第22項、第24項、第29項若しくは第37項から第39項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は <u>第61条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは、「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは <u>第61条</u> 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) | 第8条の2 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第20項まで、第22項、第24項、第29項若しくは第37項から第39項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は <u>第63条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは、「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは <u>第63条</u> 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) |
| 第8条の3 略 2～19 略 20 法附則 <u>第62条</u> の条例で定める割合は、0とする。 | 第8条の3 略 2～19 略 20 法附則 <u>第64条</u> の条例で定める割合は、0とする。 |
| 第8条の4～第24条 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第25条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第31 | 第8条の4～第24条 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第25条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第31 |

宇治市市税条例新旧対照表(第2条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は<u>第36条</u>の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2・3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第26条 略 2 略 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の2</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良</p> | <p>条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項又は第36条</u>の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2・3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第26条 略 2 略 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の3</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第2条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第26条の2～第29条 略</p> | <p>住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第26条の2～第29条 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第30条 所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納稅義務者がその放棄をした日の属する年内に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の2の規定を適用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第31条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第9条 略 (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第38条、第39条若しくは第42条(第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第43条の4第1項(第43条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条、第74条、第87条の7第1項、第90条第2項、第105条第1項若しくは第2項、第109条第2項、第112条、第138条第1項、第139条の6又は第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項及び第629条第5項の規定によつて徴収</p> | <p>第1条～第9条 略 (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第38条、第39条若しくは第42条(第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第43条の4第1項(第43条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条、第74条、第87条の7第1項、第90条第2項、第105条第1項若しくは第2項、第109条第2項、第112条、第138条第1項、第139条の6又は第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には_____、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項及び第629条第5項の規定により 徴収</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第44条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第44条第1項の申告書(法<u>第321条の8第22項及び第23項</u>の規定による申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> | <p>を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第44条第1項の申告書(法第321条の8第1項、<u>第2項又は第31項</u>の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第44条第1項の申告書(法<u>第321条の8第34項及び第35項</u>の規定による申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> |
| <p>2 略 (年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第11条 前条、第35条第2項、第44条第5項、第45条第2項、第47条第1項<u>及び第4項</u>、第59条第2項、第79条第2項、第105条第5項、第108条第2項、第138条第2項(第139条の7において準用する場合を含む。)並びに第139条第2項(第139条の7において準用する場合を含む。)の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> | <p>2 略 (年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第11条 前条、第35条第2項、第44条第5項、<u>第45条第2項、第47条第1項</u>、第59条第2項、第79条第2項、第105条第5項、第108条第2項、<u>第138条第2項(第139条の7において準用する場合を含む。)及び第139条第2項(第139条の7において準用する場合を含む。)</u>の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> |
| <p>第12条・第12条の2 略 (市民税の納税義務者等)</p> | <p>第12条・第12条の2 略 (市民税の納税義務者等)</p> |
| <p>第13条 略</p> | <p>第13条 略</p> |
| <p>2 略</p> | <p>2 略</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 | | | | | | | | |
|---|-------|----|--|---|--|-------|----|--|---|
| <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業 を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。<u>第17条第2項の表の第1号</u>において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(<u>第44条第10項から第12項まで</u>を除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第14条～第16条 略 (均等割の税率)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(<u>法第292条第1項第4号の5</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 法人の区分 | 税率 | (1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(<u>法第292条第1項第4号の5</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲 | 略 | <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び<u>第17条第2項の表第1号</u>において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。<u>同号</u>において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(<u>第44条第9項から第16項まで</u>を除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第14条～第16条 略 (均等割の税率)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(<u>法第292条第1項第4号の2</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 法人の区分 | 税率 | (1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(<u>法第292条第1項第4号の2</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲 | 略 |
| 法人の区分 | 税率 | | | | | | | | |
| (1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(<u>法第292条第1項第4号の5</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲 | 略 | | | | | | | | |
| 法人の区分 | 税率 | | | | | | | | |
| (1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(<u>法第292条第1項第4号の2</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲 | 略 | | | | | | | | |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p> <p>(2)～(9) 略</p> | <p>げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p> <p>(2)～(9) 略</p> |
| <p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 略</p> <p>第18条～第43条の6 略 (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10</p> | <p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間<u>若しくは同項第2号の期間又は同項第3号</u>の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 略</p> <p>第18条～第43条の6 略 (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第31項、第34項及び第35項</u>の規定による申告書(第9</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第22項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第3項</u>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)<u>第66条の7</u>第5項及び第11項又は<u>第68条の91</u>第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法<u>第321条の8</u>第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法<u>第66条の9</u>第3第4項及び第10項又は<u>第68条の93</u>第3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法<u>第321条の8</u>第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法<u>第321条の8</u>第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法<u>第321条の8</u>第22項に規定する申告書(同条第21項に規定する申告書</p> | <p>項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び<u>第35項</u>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第34項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第2項後段</u>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)<u>第66条の7</u>第4項及び<u>第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、法<u>第321条の8</u>第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法<u>第66条の9</u>第3第4項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法<u>第321条の8</u>第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法<u>第321条の8</u>第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法<u>第321条の8</u>第34項に規定する申告書(同条第33項に規定する申告書</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項)の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下こ</p> | <p>を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項_____の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項)の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項_____に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下こ</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>の項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書が</p> | <p>の項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項<u>又は第31項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書が</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>その提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 略</p> <p>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第47条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第47条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第47条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割税額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項</p> | <p>その提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 略</p> <p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第42項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び<u>第12項</u>において「申告記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(<u>第12項</u>において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p><u>11 略</u></p> <p><u>12 第10項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p><u>13 第10項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法<u>第75条の4</u>第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第10項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨</p> | <p>の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第52項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び<u>第11項</u>において「申告記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(<u>第11項</u>において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 第9項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p><u>12 第9項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法<u>第75条の5</u>第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第9項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p><u>14 略</u></p> <p><u>15 第13項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第10項</u>の申告につき<u>第13項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>16 第13項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、法<u>第321条</u>の<u>8第51項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の<u>第13項前段</u>の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項前段</u>の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p><u>17 第13項後段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第15項</u>の届出書の提出又は法人税法<u>第75条</u>の<u>4第3項</u>若しくは<u>第6項</u>(同法<u>第81条</u>の<u>24の3第2項</u>において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の<u>第13項後段</u>の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項後段</u>の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出</p> | <p>を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p><u>13 略</u></p> <p><u>14 第12項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第9項</u>の申告につき<u>第12項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>15 第12項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、法<u>第321条</u>の<u>8第61項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の<u>第12項前段</u>の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項前段</u>の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p><u>16 第12項後段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第14項</u>の届出書の提出又は法人税法<u>第75条</u>の<u>5第3項</u>若しくは<u>第6項</u>の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の<u>第12項後段</u>の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項後段</u>の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>したときは、この限りでない。 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>の納期限(<u>同条第23項</u>の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、<u>同条第1項、第2項又は第4項</u>の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと<u>同条第2項又は第4項</u>に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法</p> | <p>したときは、この限りでない。 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u>の納期限(<u>同条第35項</u>の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、<u>同条第1項又は第2項</u>の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと<u>同条第2項又は第4項</u>に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> | <p>_____による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項_____に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(1)・(2) 略</p> <p>第46条 略 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第47条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p>5 第44条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の</p> | <p>(1)・(2) 略</p> <p>第46条 略 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第47条 略</p> <p>2・3 略</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p><u>11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)】とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第47条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6 第45条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)】とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第47条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> | |
| <p>第48条～第100条の2 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第101条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定に</p> | <p>第48条～第100条の2 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第101条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定に</p> |

宇治市市税条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>ついては、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> | <p>ついては、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> |
| 3~10 略 | 3~10 略 |
| 第102条～第145条 略 | 第102条～第145条 略 |
| 附 則 | 附 則 |
| 第1条・第2条 略 | 第1条・第2条 略 |
| (延滞金の割合等の特例) | (延滞金の割合等の特例) |
| 第2条の2 略 | 第2条の2 略 |
| 2 当分の間、第47条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。 | 2 当分の間、第47条第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。 |
| 第3条～第28条 略 | 第3条～第28条 略 |

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| (宇治市市税条例の一部改正) 第1条 宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。 第14条第1項各号列記以外の部分中「市民税」を「、市民税」に、「よつて」を「より」に改め、 <u>同項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u> 第27条の改正規定～附則第28条の改正規定 略 第2条～第4条 略 附 則 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)・(2) 略 (3) 第1条中宇治市市税条例第14条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日 (4) 略 第2条 略 第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例第1 4条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分 の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税につ いては、なお従前の例による。 第4条・第5条 略 | (宇治市市税条例の一部改正) 第1条 宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。 第14条第1項各号列記以外の部分中「市民税」を「、市民税」に、「よつて」を「より」に改め_____る。 第27条の改正規定～附則第28条の改正規定 略 第2条～第4条 略 附 則 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)・(2) 略 (3) 第1条中宇治市市税条例第14条の改正規定_____ 令和3年1月1日 (4) 略 第2条 略 第3条 削除 第4条・第5条 略 |

宇治市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第4条 略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により疾病的発生が確定した日_____において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>8,800円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比べて公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> | <p>第1条～第4条 略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により疾病的発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比べて公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> |

宇治市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の<u>死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日</u>において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> | <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の<u>事故発生日</u>において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> |
| <p>4 略</p> <p>第6条～第29条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条の3 略 (障害補償年金前払一時金)</p> | <p>4 略</p> <p>第6条～第29条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条の3 略 (障害補償年金前払一時金)</p> |
| <p>第3条の4 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき理由</p> | <p>第3条の4 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき理由</p> |

宇治市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次の各号に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた</p> | <p>が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次の各号に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた</p> |

宇治市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>額とする。</p> <p>(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2~6 略</p> <p>7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき理由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。)が第1項の申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次の各号に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺</p> | <p>額とする。</p> <p>(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2~6 略</p> <p>7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき理由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。)が第1項の申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次の各号に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺</p> |

宇治市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | | | | |
|---|---|------|---|----|------|
| <p>族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>9 略</p> <p>第4条の2～第6条 略</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額表</p> | <p>族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>9 略</p> <p>第4条の2～第6条 略</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額表</p> | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">階級</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">勤務年数</th> </tr> </thead> </table> | 階級 | 勤務年数 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">階級</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">勤務年数</th> </tr> </thead> </table> | 階級 | 勤務年数 |
| 階級 | 勤務年数 | | | | |
| 階級 | 勤務年数 | | | | |

宇治市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|-----------|---------|------------|---------|-----------|---------|------------|---------|
| | 10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 | | 10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
| 団長及び副団長 | 12,400円 | 13,300円 | 14,200円 | 団長及び副団長 | 12,440円 | 13,320円 | 14,200円 |
| 分団長及び副分団長 | 10,600円 | 11,500円 | 12,400円 | 分団長及び副分団長 | 10,670円 | 11,550円 | 12,440円 |
| 部長、班長及び団員 | 8,800円 | 9,700円 | 10,600円 | 部長、班長及び団員 | 8,900円 | 9,790円 | 10,670円 |

備考

1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 略

備考

1 事故発生日 _____
_____に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 略

宇治市手数料条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---------------------------------------|-----------|
| 別表(第2条関係) | 別表(第2条関係) |
| 手数料の種類 | 手数料の額 |
| (1)～(13) 略 | |
| (14) 通知カードの再交付手数料 | 500円 |
| (14)の2 個人番号カード(電子証明書に係る部分を除く。)の再交付手数料 | 800円 |
| (15)～(37) 略 | |
| 備考 略 | 備考 略 |

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第9条 略 (職員)</p> <p>第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長_____が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4・5 略 第11条～第21条 略</p> | <p>第1条～第9条 略 (職員)</p> <p>第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4・5 略 第11条～第21条 略</p> |

宇治市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--------------------------|---|
| <p>附 則 第1条～第3条 略</p> | <p>附 則 第1条～第3条 略</p> <p>(京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する期間における本市において行う事務の特例)</p> <p>第4条 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(令和2年京都府後期高齢者医療広域連合条例第5号)附則第2項に規定する期間における第2条の規定の適用については、同条中「(8) 前各号に掲げる事務に付随する事務」とあるのは、 「(8) 広域連合条例附則第8項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 (9) 前各号に掲げる事務に付隨する事務」とする。」</p> |